

第 1 章

甲府市 緑の基本計画の策定にあたって

第1章 甲府市 緑の基本計画の策定にあたって

1. 策定の目的

「緑の基本計画」は、本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、地域における緑づくりの課題を抽出し、総合計画、都市計画マスタープランなどの上位計画及び関連計画との整合を図りつつ、緑の保全、活用に向けた方針と対策及び実現化への方策や、都市公園の整備方針等について、甲府市緑の基本計画として定めるものです。

この基本計画により、地域の個性や独自性を十分に考慮しながら、緑地の保全、公園緑地の整備、その他公共施設や民有地の緑化など、まちの緑全般を対象として、甲府市が目指す緑の将来像とそれを実現するための施策を示します。

2. 緑の基本計画とは

法律（都市緑地法）に根拠をおく計画です

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。また、計画の記載事項には「都市公園の整備の方針等」が盛り込まれ、その他、民地での緑化を進めるための区域設定や条例による義務付けなどが出来るようになります。

緑のまちづくりに関する総合的な計画です

「緑の基本計画」は、都市公園の整備や地域制緑地の指定などの都市計画による事業・制度のみならず、河川等の水辺や緑地の保全、道路や学校等の公共公益施設の緑化の推進、市民や事業者の活動による緑地の保全や緑化の推進、さらには緑化意識の普及啓発等ソフト面の事項も含めた都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

市民・事業者・行政が協働で進める計画です

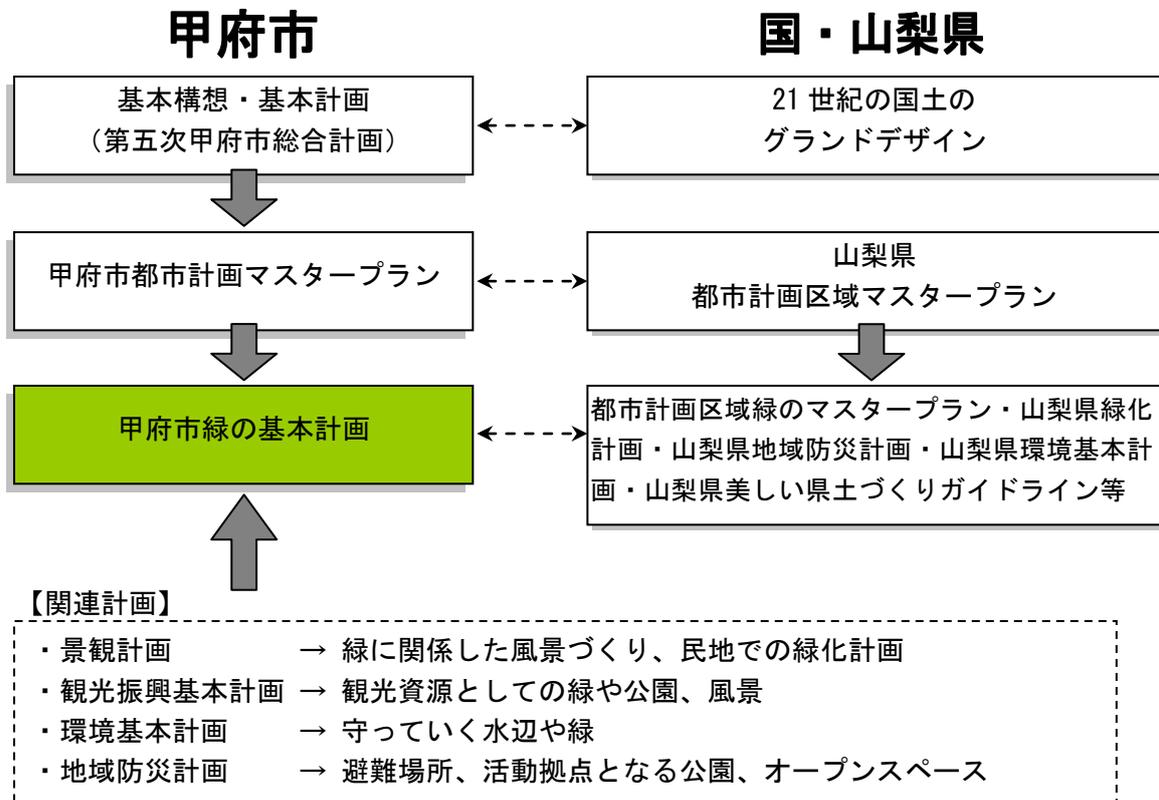
「緑の基本計画」を実行性のあるものにするため、都市の緑の保全及び創出には、各公共公益施設の管理者だけでなく、市民、事業者などの積極的な協力と連携が不可欠です。

市内では、生け垣の緑化や花壇の設置、森林での植樹活動など市民や事業者による緑化活動が行われており、今後もこれらの取り組みの輪を広げていくことで、出来るだけ多くの人々を巻き込み大きな取り組みへとつなげていくことが必要です。

緑のまちづくりに向けて、多くの人の理解と協力を得ながら市民・事業者・行政が協働で取り組むための施策を中心とした計画です。

3. 緑の基本計画の位置づけ

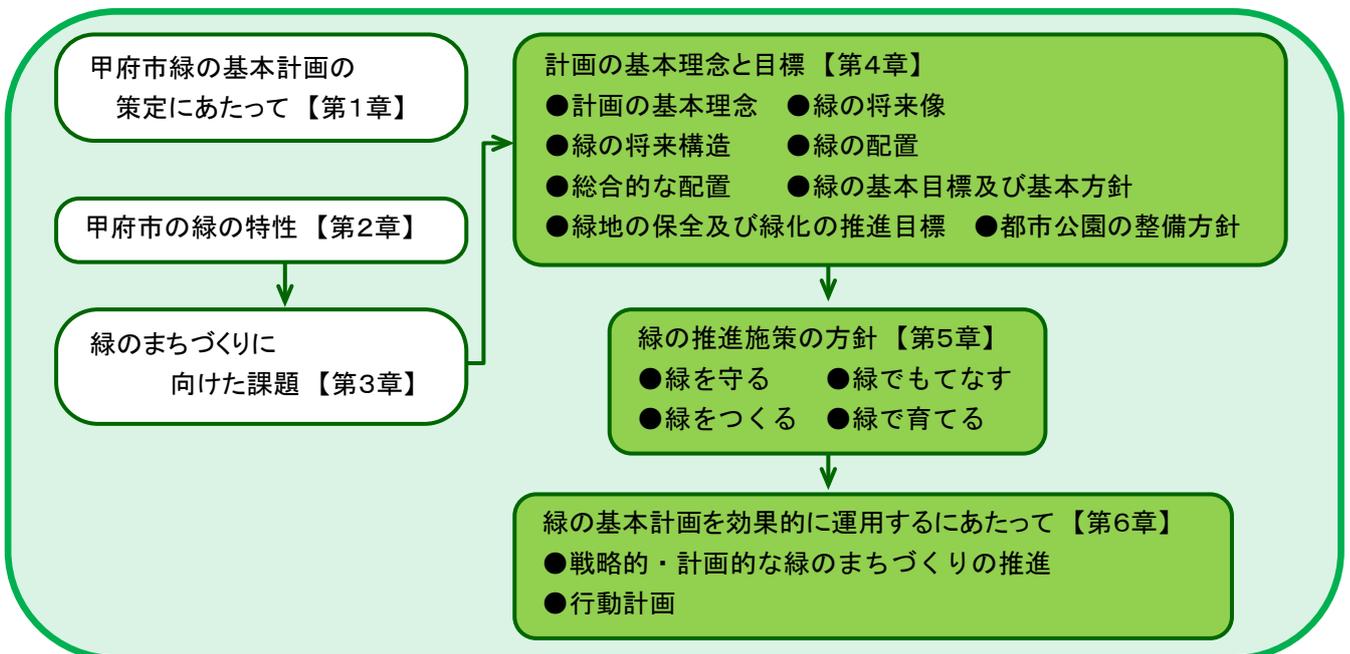
緑の基本計画は、緑やオープンスペースの全てに関する総合的な計画となります。関係する諸計画と整合を図りつつ策定します。



4. 計画の構成

(1) 計画の構成

本計画は、以下のような内容で構成されています。



(2) 計画対象区域

本市の緑については、市街地を取り囲む山岳、丘陵地の樹林地、樹園地、農地などが特徴となっています。

そこで、市街地部分だけでなく、本市全体の緑づくりの方向性を示していくため、行政区画(212.41平方km)を計画対象区域として設定します。

(3) 目標年次

本計画の計画期間は、概ね20年間とし、目標年次は平成42年(西暦2030年)とします。

なお、本計画は今後の社会経済情勢、市民ニーズの変化や時代の要請などにより、必要に応じて計画内容の見直しや充実を図ります。



5. 本計画で対象とする緑について

(1) 緑の役割

緑は様々な働きを持っており、私たちの生活に深く関わっています。

緑が持つ機能を再認識しながら、適正な保全、整備、管理を行うことで、本市の緑を活かしていくことが重要です。

【緑の働き】

- 環境保全機能：様々な生き物の生息環境、気温の緩和、大気の洗浄など自然生態系や都市環境を維持、改善する働きがあります
- レクリエーション機能：自然とのふれあいなど心安らぐ余暇空間としての働きがあります
- 防災機能：災害から人やまちを守る働きがあります
- 景観構成機能：多様性や四季の変化など心を育み潤いある故郷の美しい景観をつくっています
- 歴史風土機能：甲府の風土や歴史を感じさせる働きがあります

(2) 計画の対象となる緑

緑とは、樹林地や草地・農地、水辺、河川、道路の街路樹、公園・緑地などの公共施設等の樹木や花、植物やそれらを含む周辺の土地や空間、及び緑化された個人の空間を示します。

また、単に樹木、花、水を示すだけでなく、緑の保全や創出に係わる取り組みや、緑に係わる人々すべてを含めます。

このため、本計画においては、公園・緑地などの公共施設としての緑だけでなく、民間を含む空間や取り組み、緑に係わる人・もの全てを緑の対象とします。